平成２９年（フ）第１１１号
石川県小松市桜木町145番地１　フローレスト103号、開始決定時の住所石川県河北郡津幡町字潟端631番地　アウローラⅠ　102号
破産者　村井　結希
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４８６号
京都市左京区山端滝ケ鼻町２番地の27
破産者　𠮷岡潤一郎
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８６２号
京都市上京区一条通松屋町西入鏡石町６番地　アークリード智恵光院305号
破産者　小橋　　恩
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成３０年（フ）第１０号
大阪府泉南郡熊取町南山の手台２番27号201、前住所大阪府堺市南区御池台３丁８番２号
破産者　岡崎　　隆
1　破産債権の届出期間　平成30年７月11日まで
2　一般調査期日　平成30年９月３日午後２時
平成30年６月11日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第２８号
長野県松本市大字里山辺4177番地９
破産者　横山　利江
1　破産債権の届出期間　平成30年７月12日まで
2　一般調査期日　平成30年８月28日午前10時
平成30年６月12日　長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第２４４号
千葉県我孫子市柴崎台３－５－10　ロアール天王台壱番館101号室、住民票上の住所茨城県水戸市元吉田町1463番地の１　ラ・フィール205号
破産者　山崎　裕之
1　破産債権の届出期間　平成30年７月25日まで
2　一般調査期日　平成30年９月19日午前11時
平成30年６月13日　水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１５５号
山形市あかねケ丘１丁目17番20号　２Ｆ、申立時住所山形市城西町４丁目２番10号
破産者　田中　芳久
1　破産債権の届出期間　平成30年８月13日まで
2　一般調査期日　平成30年９月６日午前10時50分
平成30年６月12日　山形地方裁判所民事部

債権者集会招集

平成２９年（フ）第１７７号
大阪府門真市末広町36―10―201、開始時の住所大阪府門真市御堂町１番２号
破産者　丸井製作所こと　丸井　幸成
1　期日　平成30年７月30日午後２時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成30年６月12日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２９年（フ）第９５号
山口県周南市毛利町３丁目37番地の１モウリマンション604号
破産者　株式会社玉野企画
異議申述期間　平成30年８月１日まで
平成30年６月13日　山口地方裁判所周南支部

特別清算開始

平成３０年（ヒ）第１０１号
北海道稚内市朝日３丁目2185番地11
清算株式会社　稚内建設機械株式会社
代表清算人　藤原　直樹
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
旭川地方裁判所稚内支部

平成３０年（ヒ）第１０１号
高知市五台山28番地15
清算株式会社　貨物サービス株式会社
代表清算人　渡邉富美子
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
高知地方裁判所民事部

監督命令

平成３０年（再）第５号
大阪市中央区常盤町２丁目２番５号
再生債務者　株式会社サンメンテナンス
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市北区中之島２丁目３番18号中之島フェスティバルタワー19階　玉越法律事務所　弁護士　玉越　久義
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法第49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
コ　事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからコまでに掲げる行為
平成30年６月11日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成３０年（再イ）第１０号
岡山県倉敷市真備町市場2818番地６
再生債務者　谷井　国弘
1　決定年月日時　平成30年６月12日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年７月２日まで
4　一般異議申述期間　平成30年７月17日から平成30年７月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部

平成３０年（再イ）第７３号
埼玉県上尾市今泉１丁目29番地14
再生債務者　荒井　忠義
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年７月３日まで
4　一般異議申述期間　平成30年７月17日から平成30年７月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成３０年（再イ）第１３号
千葉県大網白里市みずほ台３丁目２番地３　シアトリカルみずほ台Ⅲ402号
再生債務者　森永　明典
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年７月３日まで
4　一般異議申述期間　平成30年７月17日から平成30年７月31日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係